

令和4年度芽室町国民健康保険税率等について

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.59%	63万円
均等割	24,623円	
平等割	25,973円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>7.93%</u>	65万円
均等割	<u>25,600円</u>	
平等割	<u>26,049円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.61%	19万円
均等割	8,634円	
平等割	9,107円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.63%</u>	20万円
均等割	<u>8,644円</u>	
平等割	<u>8,796円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.86%	17万円
均等割	8,529円	
平等割	6,644円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>1.88%</u>	17万円
均等割	<u>8,555円</u>	
平等割	<u>6,640円</u>	

■未就学児均等割軽減

全世帯の未就学児を対象とし、当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。

(単位：円/人)

世帯所得による 軽減割合 (医療+支援分)	法定軽減額	未就学児 均等割軽減分	合計軽減額
軽減なし	-	17,122	17,122
2割軽減	6,849	13,698	20,547
5割軽減	17,122	8,561	25,683
7割軽減	23,971	5,137	29,108

※軽減がない場合、医療分と支援分の均等割額は、 $25,600 + 8,644 = 34,244$ 円である。

モデル世帯における令和3年度・令和4年度 年税額の比較

モデル世帯保険税例	令和3年度 標準保険税率	令和4年度 標準保険税率
例1：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得600万 軽減なし世帯	905,100	940,700
	令和3年度年税額との差	35,600
例2：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得500万 軽減なし世帯	794,700	817,400
	令和3年度年税額との差	22,700
例3：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得400万 軽減なし世帯	674,100	693,000
	令和3年度年税額との差	18,900
例4：夫婦2人40代 子ども2人(未就学) 課税所得300万 軽減なし世帯	553,500	534,400
	令和3年度年税額との差	▲ 19,100
例5：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得250万 軽減なし世帯	493,200	506,400
	令和3年度年税額との差	13,200
例6：夫婦2人40代 子ども2人 課税所得150万 2割軽減世帯	334,200	343,000
	令和3年度年税額との差	8,800
例7：夫婦2人70歳 課税所得50万 5割軽減世帯	101,700	104,300
	令和3年度年税額との差	2,600
例8：単身70歳 所得なし 7割軽減世帯	20,400	20,600
	令和3年度年税額との差	200

子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置（国民健康保険制度）

1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険料は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料を軽減する。

（参考）平成27年国保法改正 参・厚労委附帯決議

「子どもに係る均等割保険料の軽減措置について、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論する」

2. 軽減措置スキーム

- 対象は、全世帯の未就学児とする。
※ 対象者数：約65万人（令和元年度国民健康保険実態調査）
- 当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により軽減する。
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 国・地方の負担割合：1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期：令和4年4月

